

令和7年度 世田谷区

「都立産業技術研究センター 利用補助金」のご案内

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」の
利用料の一部を区が補助します！

補助対象者

区内中小企業者

補助金額

補助対象経費の2／3以内・限度額10万円
※100円未満切捨て

申請受付

令和8年3月31日（火）まで

※ただし、3月中に利用予定の方は3月13日（金）までに下記連絡先に
事前にご連絡ください。

※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します。）

補助対象となる都立産業技術研究センターの制度

依頼試験

製品、材料等の試験、測定、
分析等を依頼するためにかかる経費

機器利用

製品、材料の試作、測定、
分析等を行うために機器を
利用する際にかかる経費

オーダーメイド型 技術支援

工場又は事業所において、
オーダーメイド型技術支
援を受けるためにかかる
経費

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とは

産業技術に関する試験、研究、普及および技術支援を行うことにより、都内の中小企業の
振興を図り、都民生活の向上に寄与することを目的に、東京都により設立された施設です。

【本部】江東区青梅2-4-10 電話03-5530-2140 FAX03-5530-2144

詳細は裏面をご覧ください

【お問い合わせ】世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課

電話03-3411-6662 FAX03-3411-6635

世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金

区内中小企業者が「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」が実施する依頼試験等を利用する場合に経費の一部を補助します。

助成対象経費	①依頼試験 製品、材料等の試験、測定、分析等を依頼するためにかかる経費 ②機器利用 製品、材料の試作、測定、分析等を行うために機器を利用する際にかかる経費 ③オーダーメイド型技術支援 工場又は事業所において、オーダーメイド型技術支援を受けるためにかかる経費		
申込資格	区内中小企業者 ※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者		
補助率	補助対象経費の3分の2以内 ※百円未満切捨て		
限度額	10万円 ※限度額に達するまで、複数回申請することができます(同一年内)		
申請受付	令和8年3月31日(火)まで ※ただし、3月中に利用予定の方は3月13日(金)までに下記連絡先に事前にご連絡ください。 ※申請受付順(予算がなくなり次第受付を終了します。)		
申請書類	①依頼試験	②機器利用	③オーダーメイド型技術支援
	1 世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金交付申請書 2 経費内訳書 3 利用を証する書類 ・試験申込書および承諾書(写し) (依頼試験の場合) ・機器利用申込書および承諾書(写し) (機器利用の場合) 4 利用料金の支払を確認できる書類 (支払領収書、又は振込記録等) 5 企業概要 6 世田谷区内に住所があることが分かる書類 (登記簿謄本、法人都民税の納税証明書等) * 1及び2は区様式 * 3は都立産業技術研究センターが企業へ交付する書類 1 世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金交付申請書 2 経費内訳書 3 オーダーメイド型技術支援申込書 および承諾書(写し) 4 利用料金の支払を確認できる書類 (支払領収書又は振込記録等) 5 企業概要 6 世田谷区内に住所があることが分かる書類 (登記簿謄本、法人都民税の納税証明書等) * 1及び2は区様式 * 3は企業が都立産業技術研究センターへ提出する書類		
補助の流れ	1 事業実施 2 申請書類提出 3 申請内容精査 4 補助金交付決定 5 補助金交付請求書提出 6 補助金の交付		
問い合わせ先 (受付窓口)	世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL : 03-3411-6662(直通) FAX : 03-3411-6635		

※申請書類のご提出前に、補助内容等についてお問い合わせください。